

## 第 5 章 これからのごみ処理

### 第 1 節 収集・運搬計画

分別区分は、7 種 12 分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成 29 年 4 月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。

令和 8 年度より、東部総合処理センター破砕選別施設の稼働に合わせて、分別区分、収集形態、収集回数を見直します。また、令和 4 年 4 月 1 日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」により、製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収します。

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等のごみを排出しやすい環境をつくるため、表 5-1 に示す令和 8 年度の分別区分の見直しに合わせ、「その他不燃ごみ」「缶・ペットボトル」「プラスチック資源」は共通指定袋、びんのみコンテナ収集とします。

表 5-1 令和 8 年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布 等	週 2 回
	<u>その他不燃ごみ</u>	<u>共通指定袋</u>	<u>小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、指定袋に入るもので、かつ 5kg 未満のもの</u>	週 1 回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電 4 品目除く）・家具類・寝具類・ <u>その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ 5kg 以上のもの</u>	随時
資源	<u>缶・ペットボトル</u>	<u>共通指定袋</u>	<u>スチール缶・アルミ缶・ペットボトル</u>	<u>週 1 回</u>
	<u>びん</u>	コンテナ	<u>ガラスびん</u>	<u>月 2 回</u>
	<u>資源（紙資源等）</u>	紐十字縛り <u>共通指定袋（古着）</u>	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋 等	<u>週 1 回</u>
	<u>プラスチック資源</u>	<u>共通指定袋</u>	容器包装プラスチック <u>製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ 50cm 未満）</u>	週 1 回



## 第2節 中間処理計画

### 1. 中間処理の現況と方向性

可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。また、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約する方向で計画します。(図5-1参照)

不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別、ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組んでいます。また、令和8年度から供用を開始する東部総合処理センター破碎選別施設の整備では、新ごみ分別区分に合わせた施設を整備し、対応した処理ラインで、資源化の取り組みを継続していきます。

令和8年度から分別収集するプラスチック資源についても、その他プラ同様に、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。

処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。

また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。

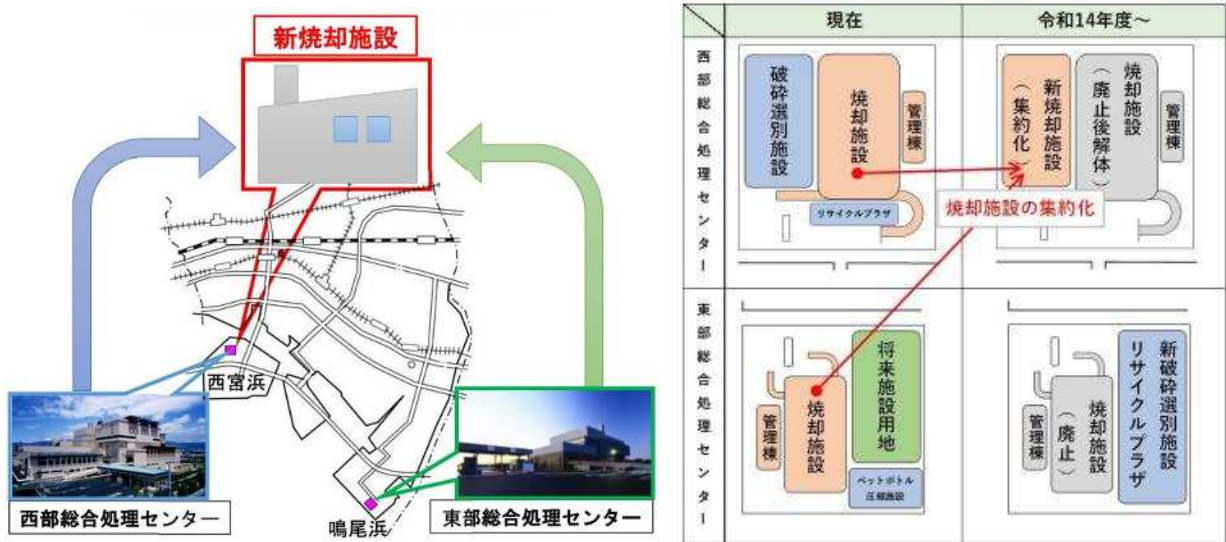


図5-1 焼却施設集約化のイメージ



## 2. 中間処理施設整備計画

### (1) 整備スケジュール

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-2に令和31年度までの整備スケジュールを示します。

数字は稼働後年数を示す

施設名	計画期間																														
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049
西部総合処理センター	現焼却施設	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	旧焼却解体																
	リサイクルプラザ	20	21	22	23	24	25	26	新破碎選別に集約																						
	現破碎選別施設 ↓ 新焼却施設	22	23	24	25	26	27	28	方針決定		調査・計画		建設工事										焼却施設集約								
																1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18															
東部総合処理センター	現焼却施設	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	廃止																
	将来施設用地 PET圧縮施設 ↓ 新破碎選別施設 リサイクルプラザ	19	20	21	22	23	24	25	新破碎選別に集約																						
		調査・計画		建設工事		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																									

図5-2 整備スケジュール

### (2) 施設整備方針

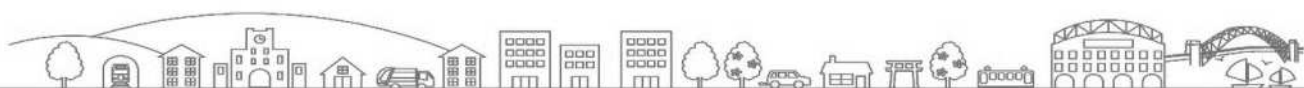
施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-4に目標年次（令和10年度）（2028）の処理施設の配置を示します。

- 可燃ごみの処理施設

西部総合処理センター焼却施設は、老朽化が進行しており、更新が必要です。

そのため、同一敷地内に、現在2施設ある焼却施設を集約した新焼却施設を、令和14年度の稼働を目標に整備します。

東部総合処理センター焼却施設は、新焼却施設稼働に伴い廃止する予定です。



- その他不燃ごみ・缶ペットボトル・びん・粗大ごみの処理施設

西部総合処理センター破砕選別施設と、ペットボトル圧縮施設は、両施設とも老朽化が進行しており、更新が必要です。

そのため、東部総合処理センター将来施設用地に、新破砕選別施設を令和8年度の稼働を目標に整備します。

図5-3に新破砕選別施設の完成予想図を示します。



図5-3 東部総合処理センター破砕選別施設完成予想図

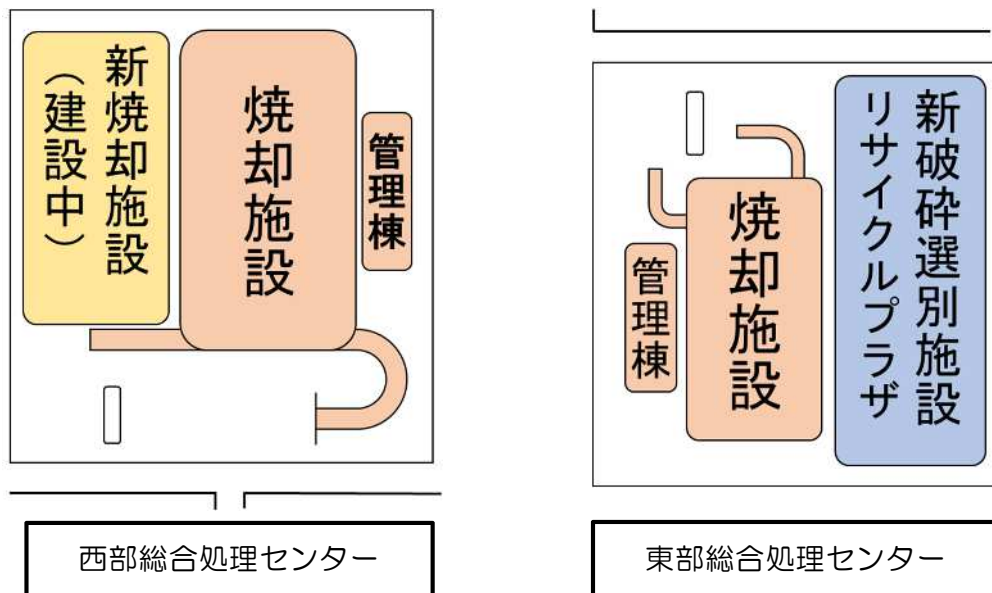


図5-4 目標年次（令和10年度）（2028）の処理施設配置



### (3) 広域処理

施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議・検討を進めた結果、単独整備することになりました。

## 第3節 最終処分計画

最終処分場については、本市単独では確保が困難な状況にあることから、引き続き大阪湾フェニックス計画に参画し、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分地で最終処分します。

焼却残渣の再利用等も検討し、最終処分量の削減にも努めます。

最終処分計画

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先
焼却残渣・破碎残渣	埋立処分	大阪湾フェニックスセンター

